

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人やつなみ保育会

2 指導監査実施年月日 令和元年11月6日（水）

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I-3(2) 評議員会の招 集・運営	<p>評議員会の決議を省略した場合、次の事項について議事録に記載しなければならない。</p> <p>① 決議を省略した事項の内容 ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名 ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>また、評議員会の議事録は、評議員会の決議があったものとみなされた日から法人の主たる事務所に10年間備え置く必要がある。</p> <p>貴法人において、評議員会の決議の省略に係る議事録がなく、議事録の備え置きがされていなかった。</p> <p>今後、評議員会の決議の省略を行う場合、議事録の作成及び備え置きを適正に行うこと。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第194条第2項 社会福祉法第45条の11第1項 社会福祉法施行規則第2条の15第4項第1号</p>	
III-4(3) 情報の公表	<p>社会福祉法第59条の2第1項及び社会福祉法施行規則第10条第1項により、定款の内容についてインターネットの利用により公表しなければならないが、貴法人においてインターネットの利用により公表されていなかった。</p> <p>速やかにインターネットの利用により公表すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第59条の2第1項 社会福祉法施行規則第10条第1項</p>	
III-4(4) その他	<p>契約日が同日で、総額300万円以上のエアコン取替に係る契約について、経理規程第63条第1項に基づき、入</p>	

	<p>札の必要があるが、随意契約されていた。</p> <p>また、今回の場合、定款施行細則第25条第1項第5号に基づき、理事長専決のできる範囲を超えるため、理事会の承認が必要である。</p> <p>今後、適正な手続きを行うこと。</p> <p><u>根拠法令等</u> 経理規程第63条第1項 定款施行細則第25条第1項第5号</p>	
--	---	--